

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例（平成17年大阪市条例第127号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市立児童心理治療施設条例

第1条及び第4条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第5条第1号中「施設に入所した者」を「入所者又は施設への通所の措置を受けた者」に、「情緒障害の治療」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間について大阪市立児童院の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立児童院の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とす

る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

児童院の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立情緒障害児短期治療施設条例（抄）
児童心理治療施設

(設 置)

第 1 条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条の2に規定する
情緒障害児短期治療施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとお
児童心理治療施設
りとする。

省 略

(入所又は通所の資格)

第 4 条 施設に入所又は通所できる者は、法第27条第 1 項第 3 号の情緒障害児短期治療施設への
児童心理治療施設
入所又は通所の措置を要すると認められた児童とする。

(入館の制限)

第 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への入館を断り、又
は施設から退館させることができる。

(1) 施設に入所した者 に対する情緒障害の治療
入所者又は施設への通所の措置を受けた者 社会生活に適応するために必要な心理
の妨げになるおそれがある者
に関する治療及び生活指導

(2) - (6) 省 略

附 則

1 省 略

2 市長は、平成29年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までの期間について大阪市立児童院の指定
管理者を指定しようとするときは、第 7 条の規定にかかわらず、大阪市立児童院の管理を行
おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第 8 条、第10条及び第11条の規定の適用については、第 8 条中
「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第 2 項の規定による通知を受けた」
と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」
と、第10条中「第 8 条」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた第 8 条」と、「内
容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内
容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるの

は「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。